

沖縄の藍染料に関する史料紹介（１）
— 明治時代以前の史料 —

大湾 ゆかり

Introduction of historical materials on indigo dyes in Okinawa (1)
— Historical materials before the Meiji era —

Yukari OWAN

沖縄県立博物館・美術館，博物館紀要 第15号別刷

2022 年3月31 日

Reprinted from the
Bulletin of the Museum, Okinawa Prefectural Museum and Art Museum, No.15
March, 2022

沖縄の藍染料に関する史料紹介(1) — 明治時代以前の史料 —

大湾 ゆかり¹⁾

Introduction of historical materials on indigo dyes in Okinawa (1)

— Historical materials before the Meiji era —

Yukari OWAN¹⁾

はじめに

沖縄で藍の染料といえば、まさきに「琉球藍」が出てくる。琉球藍は、沖縄の伝統的な染織物においてなくてはならないもので、日本本土の蓼藍とは植物も製法も全く異なる染料である。

植物の面では、琉球諸島ではキツネノマゴ科のリュウキュウアイの他にもマメ科の植物ナンバンコマツナギやタイワンコマツナギ、タデ科の植物タデアイが利用されているが、リュウキュウアイから製藍される琉球藍(染料)の使用範囲が最も大きい。現在も琉球藍は、宮古上布、琉球絣、首里織、紅型、花織、芭蕉布、久米島紬等々、沖縄の染織物全般で多用されており、それらの染織物を支える原材料として重要な染料である。そして、琉球王国時代には御用布として薩摩に上納していた上布等の原材料として、藍や苧の生産は首里王府の管理下におかれていたのである。

琉球藍が用いられてきた歴史的背景について、筆者はこれまで「藍壺(エーチブ)」という製造装置の遺構を辿ることによって明治時代から昭和初期までの琉球藍の生産に着目し、新聞や統計資料、藍壺の分布地や聞き取り調査等で、当時の社会的背景や世界情勢に相まって琉球藍生産の盛衰が見えることを報告した。

今回、企画展「沖縄の藍」を通して、琉球藍をはじめとする藍染料に関する文献史料を集める機会があり、それらを読み進めるうちに、沖縄で使われた藍とは何であったか、さらに深く歴史を紐解いてみたくなった。そこで、筆者はまず藍染料に関する史

料をできる限り集めて時系列的に並べ、琉球王国時代から現代までの琉球藍をはじめとする藍染料の足跡を辿ることにした。

具体的には、明治時代以前、明治から昭和20年まで、昭和20年以降現在までの3つの時期に分けて調べようと考えている。そのうち、本稿では先行研究の文献等を参考にして、明治以前の史料を取り上げ、どのように藍について記録されているか紹介する。そして、琉球王国時代に使われていた含藍植物の種類や栽培法、製藍法について注目してみたいと思う。

1. 琉球藍関係の文献史料の概要

筆者は、2020年度の研究紀要の中で琉球藍の呼称について整理した際、琉球藍に関する書籍、及び雑誌や学会誌等の刊行物についての一覧²⁾を提示した。今回は、この資料一覧に記載していない明治時代以前の史料を中心に、「藍」について書かれた記録を抜き出して紹介していく。

その前に、本稿で取り上げる古文書等史料の手掛かりとなった先行研究資料を4点紹介する。

1点目は、1988年に発行された沖縄県文化財調査報告書第87集の『沖縄県の諸職 ― 県内諸職関係民俗文化財調査 ―』である。この中に「琉球藍製造」に関する報告が掲載されており、当時すでに琉球藍製造の国選定保存技術に認定されていた伊野波盛正氏の製造にかかる事柄を調査員の上江洲敏夫が直接取材し報告したものである。そこには琉球藍の製造方法のみならず琉球藍の歴史等についても触れて

¹⁾ 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 3-1-1

Okinawa Prefectural Museum & Art Museum, 3-1-1, Omoromachi, Naha, Okinawa 900-0006, Japan

²⁾ 大湾ゆかり2021「琉球藍関係資料からの一考察」『沖縄県立博物館・美術館 博物館紀要』第14号, 沖縄県立博物館・美術館

おり、これを参考に史料を集めたので、次章で紹介する。

2点目は、仲地哲夫の「近世後期の琉球における藍の生産と流通をめぐって」という論文である。この論文には、琉球王国末期の藍染料の生産と流通に関する史料が多数用いられており、薩摩・琉球間の藍の取引や宮古・八重山の藍の生産状況、国頭地方での藍の生産制限について言及している。本稿では、仲地が示した史料のうち宮古・八重山と国頭地方の史料を紹介したいと思う。

3点目は、1952年に著された田中俊雄・田中玲子の『沖縄織物の研究』である。この文献は、沖縄の染織物について詳細に調べ上げた田中俊雄・玲子夫妻の集大成であり、その中で藍色系統の染料として琉球藍について触れ、伊豆味や首里等で見聞したことをはじめ、沖縄で使われてきた藍植物の品種や製造法、製造施設等についても、歴史史料を取り上げて論じている。

4点目は、下地和宏の「村々の百姓役目について」という論文である。内容は人頭税下における宮古島の百姓役目の人数や勤め定め等を諸々の史料を用いて比較検証したものである。その中で下地は、与世山親方、翁長親方、富川親方の「宮古島規模帳」等より御用布を調える村番所や苧績屋、藍敷について触れているので、これらを紹介したい。

以上の4つの文献資料等を参考にして、ここでは明治時代までの沖縄の藍染料に関する史料を詳しく見ていこうと思う。

2. 資料に見る琉球藍に関する記録

(1) 『朝鮮王朝実録』『成宗康靖大王実録』

沖縄でいつから藍を使用するようになったかはつきりしない。藍染めに言及した最も古い史料は、『朝鮮王朝実録』『成宗康靖大王実録』の1479年(成宗10)6月乙未の記録である。1477年(成宗8)2月に済州から琉球に漂流し与那国島にたどり着いた金非衣・妾茂・李正の3名が、西表島、波照間島、新城島、黒島、多良間島、伊良部島、宮古島、そして琉球国(沖縄島)へと渡り、その後九州を経て1479年(成宗10)5月に帰国するまでに見聞した事柄を役人が聴取して記録にしたものである。15世紀後半の先島諸島の人々の生活文化を伝える

貴重な史料としてよく紹介されているが、衣服に関しても当時の人々の着衣を想起させる記述がある。そこで本稿では、池谷望子らが翻刻した『朝鮮王朝実録 琉球史料集成【訳注篇】』[池谷・内田・高瀬2005:229-237]と「東京大学総合図書館旧蔵朝鮮王朝実録画像データベース」より、衣服の部分を抜粋して紹介する。

- ・与那国島(閩伊是麼):「麻・木綿無し。亦た蚕を養わず。唯だ苧を織りて布を^{つく}為る。作る衣は直領の如し。而れども領及び襷積無く、袖短くして^{ひろ}闊し。染むるに藍青を用う。中裙は白布三幅を用い、統べて臀に繋ぐ。婦人の服も亦た同じ。但だ内に裳を着す。而れども中裙無し。裳も亦た青に染む。」「島人、単衣二を着す。夏は則ち只だ一を着す。男女同じ。」「布を織るに箴杼を用う。模様は我が国と同じ。」(図1)
- ・西表島祖納(所乃是麼):「其の言語・飲食・衣服・土風は大概閩伊島と同じ。」
- ・波照間島(捕月老麻伊是麼):「其の言語・飲食・衣服・居室・土風は大概閩伊島と同じ。」
- ・新城島(捕刺伊是麼):「其の言語・衣服・飲食・居室・土風は大概閩伊島と同じ。」
- ・黒島(欽伊是麼):「其の言語・飲食・衣服も亦た閩伊島と同じ。」
- ・多良間島(他羅馬是麼):「其の俗、苧布を用て藍を染め、^う擣ちて衣を^{つく}為る。其の色は彩段の如し。」(図2)
- ・伊良部島(伊羅夫是麼)の項:「其の衣服は他羅馬島と同じ。」
- ・宮古島(覓高是麼)の項:「衣服は他羅馬島と同じ。」
- ・琉球国:「男女頂辺に椎髻し、帛を以て之を^{つつ}裏む。庶人は皆白苧衣を着す。婦人、脳後に椎髻し、皆白苧布の衫・白苧布の裳を着す。或いは白苧布の長衣を着す。其の貴き者、亦綵段を服す。襦襖児・襦裳有り。其の守令、班染の繪を用て髻を^{つつ}裏み白細苧布の衣を着し、紅染の帛を帯ぶ。」

この記録によると、与那国島では、「麻や木綿はなく、蚕も養わず、ただ苧麻を織って布を作っている。その衣は男女ともに直領で衿と襷が重なり、袖は短くて広い。藍青を用いて染色する。男性は白布



図1.『朝鮮王朝実録』「成宗実録 第3帙第3冊 卷105己亥10年(1479) 6月」コマ15
与那国島の表記(矢印の行) (東京大学総合図書館旧蔵朝鮮王朝実録画像データベース)より掲載



図2.『朝鮮王朝実録』「成宗実録 第3帙第3冊 卷105己亥10年(1479) 6月」コマ17
多良間島の表記(矢印の行) (東京大学総合図書館旧蔵朝鮮王朝実録画像データベース)より掲載

三幅を用いた中裙を身に着け、女性は青に染めた裳を着ている」という。このような衣服は、西表島祖納、波照間島、新城島、黒島でも与那国島とほぼ同じとある。そこで、筆者は当時の衣服のイメージを再現したいと試みてみたが、空想の域をでないので断念した。

つぎに、多良間島の項では違う記述がみえる。「苧布を藍で染めて擣って衣を作る³⁾。その色は彩段⁴⁾のようである。」というのである。この意味について、筆者は宮古上布の製作工程にある砧打ちのように、木槌等で布を打って表面に光沢がでるように作り、その色が彩段のようだと表現しているのではないかと考えていた。しかし、『沖縄織物の研究』の中で田中俊雄は、「多良間島などでは、すでに緋がはいっていらしく、その色模様が「綵段」のようである」と解している〔田中1976:119〕。はたして当時、緋の布があったのか、砧打ちをしたような光沢のある布であったのか、想像はやまない。ただ藍染の布を砧打ちやなめして光沢をもたせる方法は、宮古だけではなく中国の少数民族や台湾でも行われているので、そのような技法が伝わったとも考えられる。なお、この史料では、伊良部島と宮古島も多良間島と同じと記されている。

いずれにしても、15世紀後半には与那国島から宮古島まで、人々は苧布を藍で染めた衣服を身に着けていたようである。しかし、この藍がどの植物であったのか、またどのような方法で染料として用いたかはわからない。これについて田中は、蓼科か爵牀科の藍のどちらかと推察し、蓼科の藍は建て方が難しいので、「沖縄の女たちが家事の合間にでも手軽に染められる爵牀科の藍のほかにはない。」との見解を述べている。爵牀科の藍とはすなわち「リュウキュウアイ」のことである。

(2)『琉球国由来記』

「琉球藍製造」『沖縄県の諸職 一県内諸職関係民俗文化財調査一』（以下、「文化財報告書」という）では、『朝鮮王朝実録』に続いて古い時代の史料と

して『琉球国由来記』を掲げている。この中の事始・技術門の染物師の項に、萬曆40年(1612)、沖縄の藍染めの始まりとされる記録がある。ここでは『琉球史料叢書 第一』掲載の原文を紹介する。

43 染物師

當國染物、前代者、有_二木皮染_一。萬曆四十壬子、藍染初也。薩州之人、酒匂四郎右衛門景陳、剃髮稱_二善濟_一、當地居付。此人教_二于國中_一也。

対訳は、文化財報告書から引用すると「薩摩の琉球侵入3年後の1612年のこととして、薩摩の酒匂四郎右衛門景陳（剃髪して善済と称す）というものが沖縄に定住し、これまで木の皮で染めていた琉球国に、初めて藍染めを教えた」である。そして、『朝鮮王朝実録』により15世紀にはすでに藍を使用していたと考えられるので、「この記事は、藍染め技法の何らかの方法を伝授したと理解してよかろう」〔上江洲1988:56〕との見解を述べている。

一方、『沖縄織物の研究』で田中俊雄は、1400年代に与那国などで行われていた藍染めは爵牀科の藍だと考え、薩摩が琉球国を支配した後で上納を命じた御用布の藍は蓼科であるとの見解を示している。そして、「薩摩が琉球国を支配して御用布の上納を命じたとき、蓼科の藍の使い方を教えたようである」とし、1612年に酒匂四郎右衛門景陳が来るまで、蓼科の藍の染様を知る人はいなかったという意味だろうと述べている〔田中1976:121〕。田中はまた、久米島の監督官であった西銘殿内『家譜』の「乾隆十八年、紬染候加減之藍居せ様、並灰差加候減等、自分造作を以、段々相試ミ、分量取究、始て嶋中_ニ相教、永々爲_二相成候_一」及び「度々藍居せ替、殊に細かなには取分_ケ藍染兼、旁失墜多有之候付」を紹介し、蓼科の藍は爵牀科のそれより染様が難しく、この技術を習得するために苦心していたようであると記している〔田中1976:121-122〕。そうすると、1612年に伝えられた藍染めは蓼藍の技法で、それ以前の沖縄では琉球藍を用いていたと考えられるが、御用布に使われた藍が蓼藍であったというの

³⁾「布を擣つ」は、「砧でたたいて織物や衣を柔らかくすること」(『大辞林』)

⁴⁾「彩段」は、「有色の絹。段は段正の意で、明代では平絹以外の絹織物をさす。」(『朝鮮王朝実録琉球史料集【訳注篇】245頁』)とあり、一方、田中が示した「綵段」の「綵」は、「中国で綾絹。美しい彩の文様のある絹織物」(『原色染織大辞典』)

はいささか疑問が残る。この辺りは引き続き史料の発掘を要する課題としたい。

(3) 近世の宮古・八重山関係史料

前項で御用布に使用された藍が蓼藍であったという田中俊雄の見解を示したが、前掲の文化財報告書には次のような記述があり、貢納布に用いられたのは琉球藍であるとしている。

「慶長14年(1609)の薩摩島津氏の琉球侵入後、琉球は薩摩に貢納布を義務づけられることになり、上納される芭蕉布や上布などに使用される琉球藍は、貴重な染料として首里王府より栽培法の指導もなされている。宮古の紺屋、八重山の藍遣人などの役職は、宮古上布や八重山上布に使用される藍を専門に扱う貴重な役であった。それだけに首里王府時代は、沖縄本島はもとより宮古・八重山でもかなり栽培されたと思われるが、具体的にどの程度栽培されたのかは判明しない。」[上江洲1988:54] (下線筆者)

この報告書では、上納された芭蕉布や上布は琉球藍で染めるといい、宮古や八重山には藍遣人などの役人がいて首里王府より栽培法の指導がなされているというのである。そこで、今回は近世の宮古・八重山に関する史料から琉球藍に関する記事を抜き出して紹介したい。

①「与世山親方八重山島農務帳」乾隆33年(1745)

この史料は、『沖縄県史料』前近代6 首里王府仕置2と、『石垣市史』八重山史料集2 豊川家文書1に収録されている。この中に、御用布用に藍と苧畑を手広く仕立てさせ、百姓たちが念入りに栽培するよう指導を命じた文書が見える。本稿では、『沖縄県史料』の翻刻を底本に、文字の欠落部分を『石垣市史』から補って掲載し、その内容は原文を勘案して意識した。

(原文)

一あい唐苧手広作立不申ハ諸御用布調方差支候間随分入念手広可仕立候唐あい之儀木陰表ニ植付候而萌立宜有之尤製法等も致安ク有之候間永々御用向無支相調候計得百姓中江茂得心させ入念作立候様可致下知事

附唐苧敷之儀垣素^ル樹木生茂させ風寒相防候様相構尤畠敷大キ相構置候所ハ其内又垣致程少ク可相構候左候得ハ皆共垣高ケ萌立候間其心得を以下知方可為專一候

(意識)

一、(唐) あいと苧は、手広く栽培しなければ御用布の調達に支障があるので、念を入れて手広く仕立てること。唐あいは木陰の方に植え付けると成長も良く後の製造工程なども容易くなるので、今後の御用向きに支障がないよう調べて、百姓中にも納得させて念を入れて仕立てるよう指導すること

附 唐苧の畑は、垣の根元に樹木を生い茂らせ風や寒さを防げるように囲い、大きい畑地では内側に小さく垣で区切って囲えば、どれも垣の高さに成長するので、それを心得て指導することが専ら大事である。

②「翁長親方八重山島諸締帳」咸豊7年(1857)

『沖縄県史料』前近代6 首里王府仕置2所収の「翁長親方八重山島諸締帳」には、首里王府が石垣の四ヶ村(大川・登野城・新川・宮良)に真苧と藍の栽培を指導管理するため役人を配置し、その役人に向けた職務規則が載っている。その中から藍に関係する部分を抜き出し、3つに分割して載せることにする。

(原文)

石垣四ヶ村真苧藍仕立方下知人同加勢筆者勤職定
一石垣四ヶ村奉公人方真苧仕立方下知人壺ヶ村与人目差弍人完在番頭印紙^ニ所役ニ申付候事
一右同加勢筆者壺ヶ村ニ弍人完申付勤星年中之事
附代合之節構之役々^ル人体相調部申出候ハ、在番頭吟味之上印紙を以申付候也
一奉公人方壺家内ニ付真苧敷四坪藍敷四坪模合仕立壺家内ニ付苧敷六坪藍敷四坪ツ、植付させ働次第成丈手広相仕立候様致下知候事
一真苧あい敷替并植替之砌地拵肝要之事候付入念させ致見分等寒露霜降之節植付方申付候事
附年々十月ニハ銘々敷地竿入を以相糺植替等^者其段も相記同廿日限取^ル書を以在番頭^ニ首尾申出候也
(中略)

(意識)

石垣四ヶ村の真苧と藍の仕立方の下知人、加勢筆者の職務規則

一、石垣四ヶ村の奉公人のうち真苧仕立方の下知人は、一ヶ村につき与人、目差2人ずつを在番・頭の印紙でもって所役に申し付けること。

一、同様に加勢筆者は、一ヶ村につき2人ずつ任じて、勤務した印を年中付けること。

附 人が交代するときには、担当役人より(後任の候補者の)経歴や人柄等を調べ申請すれば、在番と頭が吟味したうえで印紙をもって任命する。

一、奉公人は、一家内につき真苧畑4坪藍畑2坪、共同経営は一家内につき苧畑6坪藍畑4坪ずつ植え付けさせ、余力があれば出来るだけ手広く仕立てるよう指導すること。

一、真苧と藍の畑地替、植え替えの時は、地拵えが大事なので、念を入れて見分し、寒露霜降の節に植え付けるように指導すること。

附 毎年10月には銘々敷地を測量して正確に確認し、植え替え等の記録を取り、同月20日までに検査調書をもって在番へ結果を報告してください。

(原文)

一藍之儀木蔭表植付候_ニ宜敷製法も致安ク有之候間てり詰之所ハ樹木植付させ平日草払ハ勿論折々根表土起候_ニこやし入候様見合之上致下知候事

一苧藍仕立方ニ付_ニ壅之貯第一之事候間平日無油断様致下知候事

一真苧たをし藍摘取候節ハ銘々斤数取_ル置年々十二月廿日限取_ル書を以在番頭_ニ首尾申出候事

(意識)

一、藍は木陰の方に植え付けると良く、製法も容易くなるので、陽が当たる所には樹木を植え付けさせ、日頃の雑草取りはもちろん、折々に根っここの辺りの土を起こして肥やしを入れるよう確認しながら指導すること。

一、苧と藍の生産については、第一に肥やしを貯えることで、日頃から油断しないよう指導すること。

一、真苧を倒し藍を摘み取る頃は、銘々斤数を調べておき、毎年12月20日までに調査報告書をもって在番・頭に結果を報告すること。

(原文)

一加勢筆者不断構村屋敷屋敷走廻前文之通敷地見届無油断様致下知其首尾毎月朔日十五日下知人_ニ申出候事

附下知方汲受薄何歟不行届稔有之候方者則々書面を以可申出左候ハ、不届之応軽重五日以上之寺入申付候也

一下知人之儀平日加勢筆者共無油断走廻致下知候様申渡各構村時々廻勤致見分加勢筆者不下知之稔有之候ハ、則々申出之上越度之程合_ニ応廿日以上勤星召落嚴重可致取締事

附朔望加勢筆者之首尾則々在番頭_ニ申出候也

一年々十二月中農務方之在番筆者頭廻勤見届之上格別入念仕立之者ハ褒美申付自然大形之稔有之方ハ家主ハ勿論構之下知人加勢筆者共其科可申付事

附下知人同加勢筆者共出精職務之詮相立候者ハ褒美申付勤柄次第御当地_ニ御問合之上其取持をも可被仰付候也

一村々百姓共苧藍仕立方之儀本文之振合を以噺役人共嚴重致下知農務役廻勤之節ハ委敷見届在番頭江首尾可申出候自然仕立方大形之体相見得候所ハ噺役人共其科可申付候事

(以下略)

(意識)

一、加勢筆者は、日頃から村中の屋敷一軒一軒を駆け廻り、前文の通り敷地をよく観察し、油断なきよう指導し、その結果を毎月朔日15日に下知人に報告すること。

附 指導の内容の理解が足りず何か不行届きの部分がある者は、すぐに書面をもって報告すること。そうすれば、不届きな所業の軽重に応じて5日以上之の寺入を命じること。

一、下知人は、普段から加勢筆者たちが油断なく駆け廻り指導するよう言い渡し、担当する村を時々巡察して見分し、加勢筆者が指導を怠っていたらば、すぐに報告して、その越度の度合いに応じて20日以上出勤の印を取り消し嚴重に

取り締まること。

附 朔日15日には加勢筆者の仕事ぶりをすぐに在番・頭に報告すること。

- 一、毎年12月中に農務担当の在番筆者と頭が巡察し見届けた上で、格別に念を入れて仕立てた者には褒美を言い渡し、もし適当にしか手入れされていない畑があれば、家主はもちろんその担当の下知人、加勢筆者ともども罰を言い渡すこと。

附 下知人も加勢筆者も精を出して務め成果もあがっている者には褒美を言い渡し、勤めの頑張り様によっては首里に報告した上で、それなりの処遇を仰せ付けるべきこと。

- 一、村々の百姓たちが苧と藍を栽培することは、本文で述べてきたことをもって嚢役人とも厳重に指導し、農務役の巡察の時には詳しく見分して在番・頭に結果を報告すること。もし手入れが適当になっていたりしていたら、嚢役人どもに罰を言い渡すこと。

③「富川親方八重山島農務帳」 同治13年(1874)

この史料は同じく『沖縄県史料』前近代6に収録されている。その中にある「藍仕立製法之事」の項を栽培、製法、作付面積の3つに分けて、原文と意訳を載せることにする。

(原文)

藍仕立并製法之事

一藍敷之儀真地并石こきや交之真地より上地見合壺尺四五寸程五六度⁵⁾打掃上夫ニ地拵を以朽壅切込置春^者雨水より清明之節迄秋^者寒露より立冬之節迄壺尺間壺穴ニ切苗四五本宛植付早速かやニ^而おそへ廿四五日程相成候ハ、右かや取除一坪ニかち壅五六拾斤程ひるけ入刈取之間式度釐草を以右同断壅入且照詰之所^者立夏より秋分之節迄諸木枝ニ^而蔭木相立寒露之節より^者右蔭木取除且刈取之儀春^者小満より芒種之節迄秋^者秋分より寒露之節迄ニ^而可^レ刈取事

(意訳)

藍の栽培と製法のこと

- 一、藍畑は、真地や石が交じった真地などから上等な土を見分け、1尺4,5寸ほどを5,6回耕して土を拵え、朽ち肥を切込みおき、春は雨水から清明の節まで、秋は寒露から立冬の節まで、1尺間隔に穴を設けて切苗を4,5本あてて植え付け、すぐに茅で覆い、24,5日程経ったら茅を取り除き、1坪に朽ち肥5,60斤程広げ入れる。刈り取りまでに二度釐草⁵⁾でもって同じように肥やしを入れ、陽が当たる所は立夏から秋分の節まで木の枝で蔭木を立て、寒露の節からは蔭木を取り除き、収穫は春は小満から芒種の節まで、秋は秋分から寒露の節までに刈り取ること。

(原文)

一製法之儀藍壺ニ生藍ひるけ入小木ニ^而右葉不洩様おそへ猶又右壺真中并左右三ヶ所ニ三四本宛大おそへ木組調其上石おそへ左候^而水分^者右木より夏七八寸冬^者三四寸程上入候ハ、春二三日秋四五日程ニ^者相朽候且けじ方之前一度^者上下ふり帰し尤けじ候時分^者右藍手を以摺ね^者皮はけ枝^者節々折散相成其時水之色白黄色多青色薄相成候時分かす不^レ残取出且山水山蔭ニ有之候壺^者生藍百斤ニ海石灰強等式升より式升五六合弱等^者式升五六合より三升迄野水照詰ニ有之候壺^者強灰式升五六合より三升迄弱等^者三升より三升四五合迄之賦を以生藍斤高ニ応灰賦立右灰堅手籠ニ入壺ニ漬ほかし候^而製法人三四人一通けじ夫より棒ニ^而けじおくし其時水色ほけニ^而候ハ、灰加減宜青色ニ^而候ハ、灰弱有之候右様之節^者灰入重候ハ、ぼけ色より漸々黒色ニ相成候右通けじおくし候ハ、小花よりあら花中花相立候間けじ通ニ^而其水音屋貫湯之もふき立候ハ、けじ加減宜敷有之候付けじおくし候儀可^レ差留左候ハ、三四時後又^者次日迄ニ壺底^江玉居候間上水成丈はらし捨右玉堅はあけよ^レ玉壺^江ほかし入其次日上水はらし捨候ハ、堅玉可^レ相成候

附其島之儀藍玉拔壺無之専小壺ニ^而拔取候付夫々

⁵⁾ 原文中の「釐草」の意味は不明。おそらく植物の名称と考えられる。

之例分量能々相考製法方可入念候也

(意識)

一、製法については、藍壺に生藍を広げ入れ、小木でアイ葉が洩れないように覆い、さらに壺の真中と左右3ヵ所を3,4本の木で抑え木組を調えたその上に石で抑える。水の分量は抑え木より夏は7,8寸、冬は3,4寸程上まで入れたら、春は3日秋は4,5日程で朽ちていく。けじ(発酵)⁶⁾する前に一度上下を裏返し、最もけじ(発酵)した時分にはアイ葉を手で掴むと皮は剥がれて枝は節々折れ散るようになり、水の色は白黄色が多く青色は薄くなる。この時、滓を残らず取り出し、山水で山陰にある壺では、生藍100斤に海の石灰、強ければ2升5,6合、弱ければ2升5,6合より3升まで、野水で陽が当たる所にある壺では、強い灰は2升5,6合より3升弱まで、弱い灰は3升より3升4,5合まで、生藍の斤高に応じて灰の割合を決め、堅い灰は手籠に入れて壺に漬けて投入し、製法人3,4人で一通り棒でけじ(攪拌)し、その時水色ほけ色ならば石灰の量は丁度良く、青色ならば、灰が弱いので灰を足すとほけ色よりだんだん黒色になっていく。右の通りけじおくし(攪拌していくと)小花より荒花、中花が立ち、けじ(製藍?)通りにして水の音がやかんの湯が吹き立つようであればけじ(発酵)加減も丁度よいのでけじ(攪拌)作業をやめ、6~8時間後又は次の日までに壺の底に(藍)玉が沈殿していくので、上澄み液をできるだけ繰返し捨て藍の固まりを玉壺に移し入れ、次の日上澄み液を捨てれば堅い藍玉ができる。附 島に藍玉に加工する壺がない場合は、専ら小壺で藍を抜き、それぞれの分量をよく考えて製法の方に念を入れること。

(原文)

一真苧之儀壺家内ニ拾坪唐藍六坪宛為植付候処御用布之儀漸々紺地ニ繰替調方被仰付候付而者夫長藍

敷仕立方相広候様無之候不叶事候間遣羽分量相考坪高相重為作立候様精々可致下知事

附島藍之儀此節吟味之通正女壺人ニ付拾式坪宛正女不罷居方六坪宛為植付手入製法旁入念候様可致差引候也

(以下略)

(意識)

一、真苧は一家内に10坪、唐藍6坪ずつ植え付けているところ、御用布については段々紺地に切り替えるように命じられ、それだけ藍畑を広げないといけないので、今後使う分量を考えて坪高を増やして作付けするよう指導すること。附 島の藍については、この節吟味の通り、正女一人につき12坪ずつ、正女がいない者には6坪ずつ植え付けさせ、手入れや製法それぞれに念を入れて対応するようにしてください。

以上、藍生産に関する史料3点を紹介した。①の「与世山親方八重山島農務帳」は1745年の記録で、この時点で御用布の原材料である苧麻と藍の生産について役人が指導にあたっていたことがわかる。また、ここでいう「唐あい」とは、栽培法からみてもリュウキュウアイを指していることで間違いはない。したがって、18世紀半ばに御用布に用いられた藍は琉球藍であったといえる。

次に、②に掲げた「翁長親方八重山島諸締帳」からは、19世紀の苧麻と藍の管理体制が読み取れる。藍栽培には、各村に下知人として、与人、目差2名ずつと加勢筆者が2名ずつ置かれ、畑の拵えから栽培面積の管理まで百姓の働きに目を配っていた。さらに、百姓もそれを指導する下知人や加勢筆者までも、怠慢な仕事ぶりだと刑罰が与えられるほど厳しく管理されていたことがわかる。

③の「富川親方八重山島農務帳」は、藍の栽培法や製造法について詳しい説明がなされており、琉球王国時代末期の製藍技法を知る上で大変貴重な史料となっている。当時の八重山は、人頭税の対象地で

⁶⁾ 本文中に出てくる「けじ」は「異し・怪し」と同意であれば「普通と違っている、異様である、特別である」という意味だが、本文では製藍作業の中の藍成分が変化する工程で用いられているので、この語句の後に()を付けて推測される作業内容を書き入れた。

あり、役人たちは苧麻や藍の畑地の割り当てを徹底し、畑地の拵え方から植付、施肥まで事細かく記されているこの農務帳をもって百姓たちを指導したのであろう。

つぎに、宮古島の記録として、下地和宏の「村々の百姓役目について」から紹介する。この論文は、『宮古島市総合博物館紀要』第19号に掲載されている。下地はの中で「与世山親方宮古島規模帳」「富川親方宮古島規模帳」「富川親方宮古島諸村公事帳」を取り上げ、御用布を扱う村番所についても説明している。「与世山親方宮古島規模帳」は1767年の史料で、村番所敷地内の建物の規模についての規定があり、そこに番所と苧績屋という御用布を織り調える重要な場所であることが書かれている〔下地2015:95〕。「富川親方宮古島諸村公事帳」には、次の通りの記述がある。ここでは下地の論文から訳文を引用する〔下地2015:96〕。

一、諸村の番所の囲いには、余地が広くあるので、囲の石垣より内側三方には檜木、福木、屋ら部の間2尺間で5本並べて植え、残余地は左の通り土地を分けて真苧、唐藍を模合で作りまたは村中に植え付け用の檜木、棕櫚などの苗代や村用の野菜などを作らせ、番所詰めの大ちやたちにそれぞれ心付けして、噺役人・筆者は念をいれ下知すれば、在番・頭が巡察の際見分して、万一不届きの稜があれば、相当の咎めを申し付けるべくこと。

附

一、諸木が生長すれば番所の作り替えや修補の時などに遣う際は担当の蔵筆者に申し出て在番・頭の印紙で以て伐採し、ただちに植え補うべき事。

一、真苧・唐藍は出来高を詳しくとりまとめて在番・頭に提出し印紙免の上付け届いたすべき事。

この史料より、宮古島では番所の囲いの中で唐藍を作らせていたことや、番所の役人には八重山同様に真苧・唐藍の出来高等を詳しく記録して報告させていたと考えられる。そうした番所の報告書が残っ

ているならば、当時の真苧・唐藍の生産高等もはっきりすることであろう。

(4)「近世後期の琉球における藍の生産と流通をめぐって」に紹介された史料の内容

近世後期の藍の生産については、仲地哲夫が「近世後期の琉球における藍の生産と流通をめぐって」という論文を『史料編集室紀要』第20号に発表している。これは、琉球藍に焦点をあて近世期の史料を分析したほぼ唯一の論文であり、薩摩と琉球との間で藍がどのように取引されたのか、また、宮古・八重山の幕末の頃の生産状況、及び国頭における藍と唐苧の生産制限等について『琉球館文書』や家譜史料、『近世地方経済史料』所収の文書等を丁寧に読み込み、近世後期の藍生産について考察している。

ここでは、仲地が述べている宮古・八重山の真苧敷と藍敷に関する部分を紹介したいと思う。仲地は首里王府の正史『球陽』の記事に、幕末になると宮古・八重山の「褒賞」記事が増えたことに着目した。そして1851年から1874年までの宮古・八重山の役人が苧・藍等の生産奨励の功績が認められて「褒賞」された10の事例を整理している。ここでは仲地の解説を引用すると、「1830年代後半の黒島では、麻・棉・藍の生産量が少なく、公布を上納するために年々、他から原料を購入していた。その後、首里大屋の指導によって麻・棉・藍の生産が増え他から原料を買い入れなくても、公布を上納し、各自の衣服を仕立てることができるようになった」、「伊良部村でも当時、麻苧・藍の生産に力を入れていた」、「大川村ではこの時期に、平良仁屋が藍の苗を買ってきて植えさせ、また他村から苧を買ってきて不足分を補って、ようやく公布を上納することができた」ことがわかとし、この時期に首里王府は、宮古・八重山で真苧や藍の生産を奨励していた〔仲地1995:6〕と言及している。先に紹介した八重山島の農務帳や諸締帳に記されているように、首里王府は役人を配置して真苧と藍の生産指導に力を入れていた。それが「褒賞」の記録として残っているのである。

仲地はまた、「1844年に早魃と大風で大きな被害をこうむった宮古島に役人を派遣」し、「農村を立て直す手だての一つとして「真苧敷」・「藍敷」を

定めて生産を奨励した」〔仲地 1995:6〕とも述べ、百姓が生活難に陥る原因であった真苧と藍の購入を、村内で自給できるよう生産指導して、村の立て直しを図ったとしている。さらに、1857年の「八重山島旧規書類」には、「〔真苧敷〕・〔藍敷〕は、従来人数に応じて面積を定めていたが、作付面積が少なく、手入れも不十分であった。そのため沖縄産の藍玉を用いることが多く、その分だけ八重山の穀物が減った。そこで今回、村々に「模合敷」を定め、系持も百姓も各戸ごとに「真苧敷」・「藍敷」を仕立てて作付面積を増やすことになった。今後は真苧と藍の栽培に力をつくし、「御用布」を完納するように指揮・監督せよという。」〔仲地 1995:8〕とある。

このように、仲地が示した史料からは、19世紀の半ばまで宮古・八重山では上布の原材料である苧と藍が少なく、沖縄産の藍を購入していたことがわかった。購入方法は穀物との交換であったので、百姓は疲弊し、御用布にも支障が出ていたと思われる。そこで、村の立て直しを図るため首里王府は苧と藍の生産を奨励し、役人を配置して指導にあたらせて増産させた。その結果、村で自給できるようになったのである。また「模合敷」を設けて共同経営し、収穫したアイ葉はすべて村のものにして藍玉を製造し貢納布を染め、余剰分は村の運営費を補ったり、道具の購入に使ったり、残った藍で各自の布を染めることもできるようになったとある。

以上より宮古・八重山では、藍は幕末期に王府の政策により増産したことがわかった。

一方、19世紀半ばの沖縄島北部地域では、首里王府は藍の生産を制限する令達を出しているという。このことは、『近世地方経済史料』第9巻所収の「道光二十七年未年今帰仁間切御訴控書拔」と「同治八巳年恩納間切惣耕作當日記」で読むことができる。ここでは、原文と仲地が要約した恩納間切の文書を引用して紹介する。

(原文：返り点省略)

特有作物敷地 同治八巳年恩納間切惣耕作當日記

藍之儀、山蔭澤邊等見合作立、國用相達來候處、頃日飯料作場に藍作立候者も有之哉に相聞へ候、御當地之儀全體地面狭有之、飯料作出方さへ思様不行届事候處、其勘辨薄右次第目前之利欲に迷ひ、飯料之

支も不顧仕形、其以不可然事候、今形にては往々飯料續兼及難儀候者も可致出來哉と、御念支之御事候條、件之趣得其意、以來飯料作場に藍作立候儀堅差留、山蔭澤邊等見合作立候、乍此上右體之向も候はゞ、屹と可及御沙汰之條、聊緩疎有間敷旨、諸間切江不洩被申渡、田地奉行にも廻見之節々氣を付致差引候様可被申渡候、此旨御差圖にて候、以上

巳十一月（明治二年己巳）

東風平親雲上

城間親雲上

小祿親雲上

(要約)

藍はもともと山蔭や沢辺などで栽培していたが、最近では苧畑や麦畑などの普通の耕地に藍を栽培する者がいるようだ。目先の利欲に迷って、食糧のことなどを考えようともしないものがあるのはけしからんことだ。このまま放置しておく、いつか食糧難に陥りはしないかと憂慮している。このことを肝に銘じて、今後は普通の耕地には藍を植えずに、山蔭や沢辺などで栽培することを申しつける〔仲地 1995:10-11〕。

これらの史料から、仲地はこの頃すでに藍が商品作物として注目され、百姓たちは藍の栽培地を苧や麦畑にまで広げて増産していたと述べている。ということは、琉球王国時代末期には琉球藍の需要は増え、換金作物として有用であることが広がっていたのであろうか。とにかく、首里王府は19世紀には沖縄島北部での藍生産を食糧生産に支障がないよう制限し、代わって宮古・八重山での生産を奨励していたことが、これらの史料から読み取れた。

3. 考察

本稿で紹介した明治時代以前の藍に関する史料は、これまでに琉球藍や染織関係の文献資料によく解説されてきたものではあるが、今回その原文を確かめたいと思い、なるべく翻刻された史料を活用して紹介した。現在までに収集できた史料のなかでも、琉球王国時代の史料はまだ不十分で収集途中である。したがって、本稿では現時点で確認できた藍に関する事柄についてのみ整理しておこうと思う。

今回紹介した史料からわかったことは以下の通りである。

- 1) 『朝鮮王朝実録』から、15世紀後半の与那国島と西表島・波照間島・黒島では、苧布を藍で染めた直領で短袖広幅の上衣と男性は白い中裙、女性は青の裳を着用していた。また、多良間島と伊良部島・宮古島では、藍で染めた苧布を打って作った衣服を着ており、彩段（色のついた絹織物）のようであった。
- 2) 田中俊雄は『沖縄織物の研究』の中で、15世紀の与那国島等で使われた藍は「爵牀科の藍」すなわち琉球藍であると推察した。その理由は、蓼藍の製法が非常に難しいから沖縄の婦人が家事の傍らでもできる琉球藍であったであろうと述べている。
- 3) 『琉球国由来記』に掲載されている「染物師」の事始めでは、薩摩が侵入した後の1612年に薩摩の酒匂四郎右衛門景陳が沖縄に来て、初めて藍染めを教えたという記録がある。これについて上江洲敏夫は、琉球藍以外の製法が伝わったのではないかと推測した。一方、田中俊雄は蓼藍の製法を伝授したのではないかと推察。その理由は、薩摩に上納する御用布に用いられた藍染料は蓼藍であると言及し、その製法を知る人は当時の琉球には一人もいなかったのも薩摩から人を派遣したのではないかということである。
- 4) 宮古・八重山では、御用布の原材料として苧と藍は重要な作物で、18世紀の半ばには苧敷と藍敷を広げるよう奨励されていた。また、当時栽培された藍は、畑地の仕立方からリュウキュウアイであることがわかった。さらに、当時藍のことは「藍」または「唐藍」と呼んでいたことが文面から読み取れた。
- 5) 19世紀に入り、首里王府は宮古・八重山の人々に人数に応じて苧敷・藍敷を割り当て、栽培に力を注ぐよう奨励した。四ヶ村には、それぞれ役人を配置し、畑の面積を正し、植付から収穫まで細かく指導するようになった。さらに、違反者には刑罰を与え、逆に勤勉に働き功績をあげた者には褒賞を与えて激励した。
- 6) 宮古・八重山では、苧や藍を自給できるようになるまでは、沖縄産の藍を購入して使っていたことがわかった。

7) 19世紀半ばに、首里王府は宮古・八重山には苧や藍を奨励したのに対し、沖縄島北部では藍等を畑に植えないよう制限をかけていたことがわかった。

以上、本稿で紹介した史料から読み取れた。今後の課題としては、今回取り上げられなかった史料も含め史料収集に傾注し、それらを整理して近世琉球における藍生産の歴史を辿っていきたいと思う。

おわりに

本稿の執筆にあたっては、史料収集の段ではウェブサイトを活用してかなり多くの情報を集めることができた。とくに今回「東京大学総合図書館旧蔵朝鮮王朝実録画像データベース」を発見し、その画像により『朝鮮王朝実録』の原本を確かめることができたことには感動した。また、国立国会図書館のデジタルコレクションも筆者にとっては古記録を入手できる手段として大いに活用させてもらっている。反面、ネット情報に頼りすぎていろいろな見解に惑わされる時もある。これからは、史料の収集とともにそれらを整理し、できる限り原文を確認していく作業を続けていきたいと思う。

つぎに、今回初めて文献等で対訳文を見つけることができなかった八重山関係史料3点について、原文とともに未熟ながら筆者自身で訳した訳文を掲載した。この試みは無謀だとは思ったが、当館の田名真之館長に一からご教示いただいて何とか形にすることができた。筆者だけでは到底古文書を解読することはできなかったのも、田名館長には心から感謝申し上げる次第である。これからも古文書等史料の解読ができるよう努力していきたい。

参考・引用文献

- ・ 沖縄県教育庁文化財課編 1988 沖縄県文化財調査報告書第87集『沖縄県の諸職―県内諸職関係民俗文化財調査―』沖縄県教育委員会
- ・ 仲地哲夫 1995「近世後期の琉球における藍の生産と流通をめぐって」『史料編集室紀要』第20号、沖縄県立図書館史料編集室
- ・ 田中俊雄・田中玲子 1976『沖縄織物の研究』紫紅社
- ・ 池谷望子・内田晶子・高瀬恭子編・訳 2005『朝

- 鮮王朝実録 琉球史料集成【訳注篇】』榕樹書林
- ・ 東京大学総合図書館旧蔵朝鮮王朝実録画像データベース「成宗実録 第3帙 卷105 己亥10年(1479)6月」 (<https://iiif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/jitsuroku/page/home>)
 - ・ 伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編 1940「琉球国由来記」『琉球史料叢書』第一, 名取書店
 - ・ 沖縄県立図書館史料編集室編 1989「与世山親方八重山島農務帳」『沖縄県史料』前近代6 首里王府仕置2, 沖縄県教育委員会
 - ・ 石垣市史編集委員会 1995「与世山親方八重山島農務帳」『石垣市史』八重山史料集2 豊川家文書I, 石垣市
 - ・ 沖縄県立図書館史料編集室編 1989「翁長親方八重山島諸締帳」『沖縄県史料』前近代6 首里王府仕置2, 沖縄県教育委員会
 - ・ 沖縄県立図書館史料編集室編 1989「富川親方八重山島農務帳」『沖縄県史料』前近代6 首里王府仕置2, 1989沖縄県教育委員会
 - ・ 下地和宏 2015「村々の百姓役目について」『宮古島市総合博物館紀要』第19号, 宮古島市教育委員会
 - ・ 小野武夫編 1932「琉球産業制度資料 前編」『近世地方経済史料』第9巻, 近世地方経済史料刊行会(国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1171252> より)
 - ・ 板倉寿郎・野村喜八・元井能・吉川清兵衛・吉田光邦監修 1977『原色染織大辞典』淡交社

